

令和7年8月8日

埼玉労働局長
片淵 仁文 殿

埼玉地方最低賃金審議会
会 長 福田 素生

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月31日付け埼労発基 0731 第1号をもって諮問のあった下記5件の特定最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、いずれも改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1 埼玉県非鉄金属製造業最低賃金
- 2 埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
- 3 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 4 埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 5 埼玉県自動車小売業最低賃金